

射水市若者世帯定住促進家賃補助事業

射水市

射水市では、新たに市内の民間賃貸住宅に居住する若者世帯に対し家賃の一部を補助しています。

対象者・要件

中学生以下の子を含む満40歳未満の世帯で、新たに市内の民間賃貸住宅に入居された方
(その他の要件については、射水市のホームページをご覧ください)

事業内容

補助額

家賃負担額(家賃-住居手当等)の1/2(上限月額20,000円)

補助期間

2年間

その他

詳しい内容や、申請方法は射水市のホームページをご覧ください。

射水市若者世帯定住促進家賃補助事業

<https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=18555>

申請先・問い合わせ先

射水市

射水市観光まちづくり課

射水市本町二丁目13番1号

連絡先 : 0766-51-6676